

津田 真道 つだまみち

(1829~1903)

西周 にし あまね

(1829~1897)

#### MENU

- 1 統計学を受講した日本人初の留学生は？
- 2 表紀提綱について—統計学は、こうして我が国に移入された  
【関連】福沢諭吉は、なぜ Statistics を政表と訳したのか  
⇒統計図書館コラム【人物編】No.0001



津山生まれ。洋学者、啓蒙思想家。父は津山藩士。儒学を学び国学を好む。江戸に出てオランダ語、兵学を学ぶ。安政4年（1857年）、幕府の蕃書調所教授手伝並となり、文久2年（1862年）から慶応元年（1865年）までオランダ留学、西周とともに自然法、国際公法等を学ぶ。明治元年（1868年）、フィッセルリングの講義訳を『泰西国法論』として出版。明治2年、刑法官権判事、かたわら明六社に参加し『明六雑誌』に論文を発表。明治7年に統計学の講義訳『表紀提綱』を出版。明治9年、元老院議員、明治23年に衆議院議員、のち貴族院議員に。



島根生まれ。啓蒙思想家。父は津和野藩医。藩校や大阪で儒学を学んだのち、江戸に出てオランダ語、英語を習得。安政4年（1857年）、幕府の蕃書調所教授手伝並となり、文久2年（1862年）から慶応元年（1865年）までオランダ留学。津田真道とともに自然法、国際公法等を学ぶ。明治元年（1868年）、『万国公法』を訳刊。明治3年、兵部省出仕、かたわら明六社に参加し『明六雑誌』に論文を発表。明治15年、元老院議員、明治23年、貴族院勅選議員。西洋哲学、論理学等の導入者として翻訳も多い。「哲学」などの訳語を考案。

【参考資料】：国立国会図書館HP「江戸時代の日蘭交流」、

【写真】：国立国会図書館HP「近代日本人の肖像」

## 1 統計学を受講した日本人初の留学生は？

### 1 統計学を受講した日本人初の留学生は、お二人様！

国立国会図書館HP「江戸時代の日蘭交流」によれば、「嘉永6年（1853）のペリー来航以後、西洋の学術・技術の導入は急務であった。幕府はそのために西欧に留学生を派遣する計画を立て、当初軍艦注文と留学生の派遣先にアメリカを考えていたが、南北戦争のために断られると、オランダに依頼を働きかけ、軍艦の発注と留学生派遣を交渉、決定している。文久2年3月13日（1862.4.11）に命を受けたメンバーは、軍艦操練所から榎本武揚（釜次郎）、沢太郎左衛門、赤松則良（大三郎）、内田正雄（恒次郎）、田口俊平、蕃書調所から津田真道（真一郎）、西周（周助）、そこに、長崎で医学修行中の伊東玄伯、林研海が加わり、さらに鋳物師や船大工等の技術者である職方7名が一行に加わった。オランダ留学生達は、留学先で海軍関連の技術や社会科学、医学等を学んでいる。」とされ、蕃書調所からの津田真道と西周は、オランダのライデン大学においてフィッセリングから自然法、国際公法、統計学等の五科目<sup>1</sup>を学びました。我が国で留学して統計学を受講したのは、津田真道と西周が初めてです。

文久年間和蘭留学生一行の写真<sup>2</sup>



※後列右端：津田真道、前列右端：西周。

### 2 西周の書簡にみる留学目的

渡部望「『百学連環』の歴史的位置と意義」において、西周

がオランダに向かう船から、オランダで世話役をしてくれることとなっていた日本学者ホフマンに宛てた書簡が紹介されており、西周の留学目的をうかがい知ることができます。当該書簡の抜粋（高坂史郎「東アジアの思想対話」の第七章「新しい世界を求めて—西周とオランダとの出会い—」に掲げられた高坂の訳）を以下に転載します。同書において、渡部は、この書簡から留学の目的を、①開国に際し直面する外交、通商、政治的問題解決のための社会科学的知識の習得、②次世代の専門家養成の基礎を築くための西洋学問の全体像把握、③西周個人の関心事である哲学研究である…としています。

#### ・西周の書簡

…学問や技術の点でも若干のことを除いてほとんど知られていません。さらに、その学問も物理学・数学・化学・植物学・地理学・歴史学を教えるのみです。また四つの言語、オランダ語・高地ドイツ語・英語・フランス語を読むのみで、わずかに役立つに止まっているという状態にあります。ヨーロッパ諸国との関係においてもまた多くの内政上および施設の改良を行うためにも、より一層必要な学問があり、これらは統計学（**筆者注**）・法律学・経済学・政治学および外交の学等の領域にも求めなければならぬものですが、これらの学問は日本では未だ全く知られてはいないのです。

**（筆者注）**：原文の「Statistiek」について、便宜、現代の訳字「統計学」を用いたと思われます。）

私どもの意図するところはこれらのすべての学問を学ぶことにあります。しかしそこには困難な問題があります。それはわずか二、三年の滞在中にこのように多くの、またこのように重要な事項を全部学ぶということは実際不可能なことです。

私の計画としてはその要領をかいつまんで学びたいと思います。…

以上の外にまた、私は哲学あるいは愛智学といわれる学問の領域をも学びたいと思います。…

### 3 帰国後の統計学の展開

津田真道と西周は、慶応元年（1865年）オランダ留学から帰朝した後、統計学については、蕃書調所の同僚だった杉亨二に講義しました。また、津田真道は、ライデン大学での統計学の講義の訳書について、明治7年（1874年）に太政官政表課から「表紀提綱一名政表学論」を刊行しました。講義を受けた杉亨二のその後の統計界での活躍と「表紀提綱」の内容については、後述します。

<sup>1</sup> 国立国会図書館HP「江戸時代の日蘭交流」によれば、「西周と津田真道の二人は、オランダのライデン大学において経済学、政治学を教えていたフィッセリング（Simon Vissering, 1818-1888）に、次の五科目を学んでいる。①性法之学（Natuurregt 自然法）、②万国公法之学（Volkenregt 国際公法）、③国法之学（Staatsregt 国法学）、④制産之学（Staatshuishoudkunde 経済学）、⑤政表之学（Statistiek 統計学）。これらを「五科」と称し、帰国後は、その講義を翻訳、刊行している。」とされています。

<sup>2</sup> 【写真】国立国会図書館デジタルコレクション

【参考資料】国立国会図書館HP「江戸時代の日蘭交流」[https://www.ndl.go.jp/nichiran/s2/s2\\_6.html](https://www.ndl.go.jp/nichiran/s2/s2_6.html)

同サイトにおいて、写真は「1865年オランダで撮影。後列左から、伊東玄伯、林研海、榎本武揚、（布施鉦吉郎）、津田真道。前列左から、沢太郎左衛門、（肥田浜五郎）、赤松則良、西周。内田正雄と田口俊平は欠席。（ ）は留学生ではない。」とされています。

#### 4 津田真道は明六雑誌で統計院の創設に言及したが…

津田真道は、明治6年の明六社の結成に参加し、啓蒙思想家としても活躍しました。「明六雑誌」第15号(明治7年8月刊行)に津田真道「政論四」があり、そのなかで統計院の創設について言及しています(【参考】参照)。時間軸でみると明治14年4月に大隈重信により「統計院設置の建議」がなされる約7年前に「統計院」という用語を津田真道が使用していたことになり、もしかしたら、この論文が津田真道から明六社のメンバーである福沢諭吉を通じて統計院設置の建議を行った大隈重信あるいは同建議の立案に関わったお雇い外国人のパウル・マイエットに影響を与えたのではないかと想像しましたが、その想像は数秒後、ピント外れであることが判明しました。つまり、同論文中「各国統計院の事務は 我大蔵省内検査寮の職掌に大暑相同しと云ふ」とあり、検査寮は、今でいうなら会計検査院に相当する組織であり、同論文でいう「統計院」の「統計」は「会計」の意味に使用されていたようです。ちなみに津田は、表紀提綱において「表紀の原語をスタチスチキと言う」としています。

【余談】津田や津田とともに明六社のメンバーであった杉亨二にとって、のちに「スタチスチキ」の訳字が「統計」に定着するとは、予想だにしていなかったのではないのでしょうか。

#### 【参考】「明六雑誌」第15号(明治7年8月刊行) 津田真道「政論四」<sup>1</sup>

この如く瑣末(些末)の事を查勘(勘査)するは 国家の大政を議し天下の大事を論ずる議法員の間暇なき所にして 且其能く為す所に非ず 故に各国概するに**統計院**を置き帝王直隸の官とし 議法員に代りて各省費用の会計鉅録(ししゆ わずかなこと) 奇零(きれい 小数点以下の数)に至る迄一々覆算(ふくさん もともどもって計算する) 検査し校正精密にして 且明亮なる報知表を作りて 之を議院に送致するを以て通法とす 而して各国**統計院**の事務は 我大蔵省内検査寮の職掌に大暑相同しと云ふ 但し大蔵に附せず特立し 院長の位は直に宰相に並ぐ 是其異なる所以にして且国家に大用ある所以なり…(中略)…  
安(いずく)んぞ此覆算(ふくさん)を踏んや(先人の失敗を繰り返す) 然れども方今の計を為す太政官直隸特立の**統計院**を建て 欧州各国該院の規則を酌量して章程を定め 官省院使寮司 府県 鎮台 提督府 裁判所 官立学校 国立銀行等一切の会計細大遺す所なく本院へ送致し 本院に於て逐一覆算(ふくさん) 検査し 鉅録(ししゆ)の差も之を訂正し精密明亮なる報知表を作りて之を全国人民に明示し我帝国の全国民をして朝廷国(もと)より正大公明(公明正大) 百官有司(教多くの役人)も亦方正廉直(またほうせいれんちよく) (行いや心の持ち方が正しく、清から私欲がなく、正直なこと)にして毫厘(ごうり)も私(わたくし) (私物化)する所なきことを明かにするより善きはなし

5 津田真道・西周から杉亨二に、杉亨二から今日の統計局に  
津田真道といえば司法官、西周といえば哲学者のイメージですが、彼らが我が国に統計学を移入し、蕃書調所で同僚だった杉亨二を通じて、統計の理論及び実務の発展の礎を築き、そして杉亨二の統計を愛するDNAが今日の統計局に引き継がれたといえると思います。

## 2 表紀提綱について—統計学は、こうして我が国に移入された

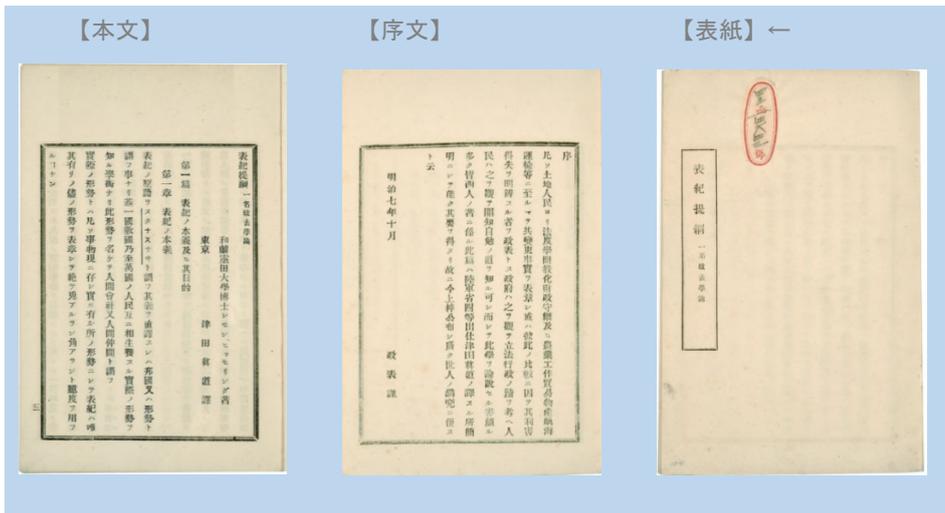
(本稿は総務省統計局HP「統計図書館ミニトピックスNo.3」を基に作成)

### 1 「表紀提綱」とその後の展開

文久2年(1862年)、西周と津田真道は、幕命でオランダ留学し、ライデン大学でシモン・フィッセリングから自然法、国際公法、国法学、経済学、統計学を学びました。西周と津田真道は、慶応元年(1865年)オランダ留学から帰朝した後、統計学については、蕃書調所の同僚だった杉亨二に講義しました。また、ライデン大学での統計学の講義の訳書について、明治7年(1874年)に太政官政表課から「表紀提綱 一名政表学論」を刊行しました。その序文において同課の名義で「政府は之を觀て立法行政の蹟を考え、人民は之を觀て開知自勉の道を知る可し。」と記しています。これは、政表課が「表紀提綱」を重視していることの表れとみられます。ちなみに、そのときの政表課長は杉亨二で、彼の思いが序文に込められているように思います。

杉亨二の功績をたどることで「表紀提綱」がいかに我が国の統計の発展の原動力になったかをうかがい知ることができます。杉亨二は、蕃書調所時代に外国書を翻訳している際、ドイツのバイエルンとオランダの統計書に触れ、統計の有用性と必要性を強く感じ、さらに、西周と津田真道のスタチスチックの講義(「表紀提綱」の内容)を聞き、それから益々深入りしたとされています。その後、太政官正院政表課で杉亨二は、まず、我が国で最初の総合統計書「日本政表」(「日本統計年鑑」の前身)の編成に当たるとともに、日本初の大規模人口調査「甲斐国現在人別調」を実施し、国勢調査実現の運動に尽力しました。また、共立統計学校を設立し、統計専門家養成にも尽力しました。<sup>3</sup>

<sup>3</sup>【参考資料】：総務省統計局HP「統計の黎明とその歴史」(統計の偉人たち—杉亨二)、日本統計協会「杉亨二自叙伝」(41頁～43頁「スタチスチックに志す」)



## 2 「表紀提綱」の構成とポイント

「表紀提綱」は大きく「表記の本義及びその目的」、「表紀家操作の方法」、「政表の製作」の三編で構成されています。各編の章の構成等は次のとおりです。

編の構成	章の構成
第1編 表記の本義及びその目的	①表記の本義、②その目的、③他の学問との関係 の3章で構成 (ポイント) ・表記(原語:スタチスチキ)は、人間仲間の事実を知る学問(別名政表学) ・何れの国でも、予め国の形勢を知ることが肝要
第2編 表紀家操作の方法	①表紀家操作及び区分、②事実羅集の事、③類従配叙の事、④利害得失を判定する事、⑤事実表章の方法各種ある事 の5章で構成 (ポイント) ・事実を網羅的に収集すること ・収集した事実を基準に従って分類し表を作成すること ・作成した表から事実のメリット、デメリットを公正に判定すること
第3編 政表の製作	①政表の綱領、②国土表、③人口表、④外国交易及び通船表、⑤財政表の5章で構成 (ポイント) ・分野ごとの統計の作成上の留意点など

## 3 「表紀提綱」の原文について

「表紀提綱」の原文や復刻版は、国立国会図書館デジタルコレクションに掲載されています。

- ・【原文】「表紀提綱一名政表学論」(明治7年(1874年)、太政官政表課)(序文なし)  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/805754>
- ・【復刻版】「統計叢書 第1輯」(大正14年(1925年)、統計学社)(序文あり)  
<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1078996/198>

(注)【復刻版】については、日本統計協会「統計」(昭和47年(1972年)5月号)「古書漫話——津田真道の「表紀提綱」…岩倉規夫」において、次の正誤があることが指摘されています。<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2780467/20>

※国立国会図書館/図書館送信参加館で閲覧可能  
・復刻版の正誤表

頁	行	正	誤
371	4	立法行政	立法政
372	3、7	表紀	表記
373	4、5	〃	〃
〃	10	星天表紀	星天表記
374	3	連及	連久
〃	8	他ナシ	地ナシ
375	4	異同	異動
〃	8	異同	異動
〃	9	表紀	表記
〃	10	ノ是非得失	是非ノ得失
375	13	コトヲ發明	コト發明
〃	18	道ヲ興セリ	道ヲセリ
377	6	申明	用明
〃	8	被服ノ表裏	被服ノ表記
378	12	羅集配叙	羅集配叙
379	1	不及ノ失ナク	不及ノ失ナリ
382	14	変易	難易
389	2	ナラス	ナラス

## 4 統計史料としての表紀提綱

「表紀提綱」の内容については、杉亨二をして統計学の世界に心酔させる契機となったものであると言えるほど、我が国の統計の発展の源流となる統計史料として重要な位置づけにあると考えられます。

### 【余談】

筆者は、ときどき「表紀提綱」を「表記提綱」と誤入力することがあります。執筆物で、完成後、誤表記に気が付いたときは、自己チェックの甘さを反省することになります。一方で、国立国会図書館デジタルコレクションで、「表紀提綱」を検索しても原本にヒットしません。ある日、「表記提綱」と誤入力したら、原本にヒットするという想定外の収穫を得ることができたことも…。

## 【別記】

「表紀提綱 一名政表学論」(参考までに、原文のカタカナをひらがな表記にし、旧字体はできるだけ新字体にし、ルビ、句読点等を付したのもの)

## 序

凡そ、土地人民より法度学問教化財政守禦及び農業工作貿易物産航海運輸等に至るまで其変更事実を表章し、或は彼此の比較に因て、其利害得失を明弁する者を政表とす。政府は之を觀て立法行政の蹟を考え、人民は之を觀て開知自勉の道を知る可し。而して、此学を論説せる書頗る多く、皆西人の著に係る此篇は、陸軍省四等出仕津田真道の訳する所簡明にして能く其要を得たり。故に今上梓公布し、広く世人の講究に便すと云う。

明治七年十月 政表課

## 目録

### 第一篇 表紀の本義及び其目的

#### 第一章 表紀の本義

#### 第二章 表紀の目的

#### 第三章 他の学術との関係

### 第二篇 表紀家操作の方法

#### 第一章 表紀家操作及び区分

#### 第二章 事実羅集の事

#### 第三章 類従配叙の事

#### 第四章 利害得失を判定する事

#### 第五章 事実表章の方法各種ある事

### 第三篇 政表の製作

#### 第一章 政表の綱領

#### 第二章 国土表

#### 第三章 人口表

#### 第四章 外国交易及び通船表

#### 第五章 財政表

## 表紀提綱一名政表学論

オランダライデン  
和蘭靈田大学博士シモン・ヒッセリング著  
東京 津田 真道訳

### 第一篇 表紀の本義及び其目的

#### 第一章 表紀の本義

表紀の原語をスタチスチキと言う。其義を直訳すれば邦国又は形勢と言う事なり。蓋 一国数国乃至万国の人民互に相生養する實際の形勢を知る学術なり。此形

勢を名けて人間会社又は人間仲間と言う。

實際の形勢とは、凡そ事物現に存し実<sup>なづ</sup>に有る所の形勢にして表紀は唯其有りの儘の形勢を表章して絶て免あるらん角あらんと臆度を用うることなし。

表紀は、相生養する人間の實際形勢を表章するを主とし、一箇特立の学術にして其講窮する所の区域人間仲間の事に止まる。世に星天表紀植物表紀等の語あり、星天表紀は天穹の星数を統紀し、植物表紀は各地草木の種類を表章す。然れども此は仮借の語にして其本義にあらず。

真道按ずるに是原語に就いて之を言うのみ表紀の字は広く星象植物に通じて碍りなしとす。

表紀に掲示する所の實際形勢或は唯一郡一州に限<sup>ないし</sup>り、或は広く数国乃至万物に及ぶ故に此学の区域広狭一ならず。

一国の表紀は、例えば<sup>ネーデルランド</sup>尼達蘭表紀の如し。尼達蘭全国の総形勢を表章す。総形勢とは、国土の形勢人民産物実有の形勢戸口及び其増減民力の多寡人民の貧富産業等の総形勢なり。而して産業は農工鉱漁貿易航海等に別ち、就中、特に其一事を表章する事あり。例えば<sup>ネーデルランド</sup>尼達蘭十年間貿易表の如し。

或は事数国の人民に連及し、其異同を比較するを要する者あり、例えば<sup>ヨーロッパ</sup>欧羅巴各国の貧民表の如し。

或は物に因りて全地球に渉る所の者あり五大洲中各地の實際形勢を審知するを要す。例えば金銀或は綿花の産額及び之を消費する数の如し。勢広く大地地球上に渡らざるを得ず。

## 第二章 表紀の目的

表紀は、人間仲間の事実を知る学問にして、其目的は其事件の現に存し実<sup>なづ</sup>に有るを表章するに在り。

或人曰く、表紀の目的他なし、唯新を知り奇を著すのみと、若し果して此説の如くならば表紀の人間に裨益ある微なりと言うべきのみ。然れども、世間に比類の表紀徒に人の娛樂に供するのみにして、事実を誤り実用を欠く者往往是あり。就中、新聞紙上に散見する所の表紀大概比類なり。

表紀の目的とする所は、真正明確なる事実を検知し、善を取り、悪を捨て、古来慣習の事と雖、其実理に悖戻せること明晰なる者は努て之を改革するに在り。

表紀の目的とする所此の如くなれば、其人間に裨益あること洪大なり。就中、執政大臣の為には真に欠くべからざる寶典たり。羅馬の先賢子世路子曰く元老議

政の官員は通国の形勢を知らざるべからず。形勢<sup>あざ</sup>の字其<sup>あた</sup>該る所極て広し。本国の兵勢如何財政如何又同盟与国は何等の国なりや有事の日に当り其<sup>いくばく</sup>援兵幾許を得べしや知らずんばあるべからずと云えり。凡そ何れの国にても当路の君子法を制し令を出すに<sup>あた</sup>丁り、予じめ本国実有の形勢を知ること肝要なり。兵備を修むるには国内の軍人と為すべき丁男の数を知らずんばあるべからず。租税を征するには財產品物民力の多寡を知らざるべからず（例えば田数戸数等の如し）。獄舎を設るには罪人の数を知らざるべからず又交易航海を盛大にせんと欲せば審に本国並に隣国の交易航海の事状を知らざるべからず。若し夫れ凶荒の患ありて政府救済の法を<sup>しつらえ</sup>設んと欲するには国民所需の穀<sup>も</sup>穀<sup>そ</sup>と之を外国より購求する費用とを知らざるべからず。而して、此の如く特に一箇の事実を表章する者を称して単示表紀と云う。

表紀の検討従事する唯此に止まらず、唯一時或は一国の形勢事実を知るのみを以て足れりとせず、之を往昔又は外国に比較して其異同を熟察するを要する事あり。此の如き表紀<sup>なづ</sup>を名けて比較表紀と称す。

本国の民口、往時と比較して増減<sup>いかん</sup>奈何を知らんと欲するには、目今の口数を十年前或は二十年前乃至三十年前に計算したる所の口数と比較すべし。又、新に法を制し、令を出して其得失如何を知らんと欲せば、法令頒告前の形勢と頒告後の事状を比較すべし。譬<sup>たとえ</sup>ば、近時英仏二国交易の條例を約したるに於て其得失を知らんと欲せば新約締立前若干年間両国交易の形状と約後同時限内商額の多少とを比較して之を判知するが如し。

又、甲乙兩地の形勢異同、譬<sup>たとえ</sup>ば、都鄙<sup>とひ</sup>（都と田舎）、人民の比例<sup>いかん</sup>奈何を知らんと欲せば、兩地形勢の記載を参照すべし。

比較表紀の人間仲間上に大裨益あること右の如し。若し夫れ事論の是非<sup>いず</sup>孰れか決し難き時は此比較表紀に就て其事蹟実行を視れば其利害得失直に判然明瞭にして疑を容るべからず。故に、曰く比較表紀は律法の是非得失及び他の事件沿革の善悪を判する試金石に比すべく、又、旧法の改正すべき事を微証し、又悖理の論説を<sup>ばく</sup>駁し、古来の臆説を照破する明鏡に擬すべきなり。

夫れ事物を経験すること月<sup>かさ</sup>を累ね、歳<sup>へ</sup>を歴るに由て其事物に終始本末ありて、脈略互に貫通することを知り、以て、人生の景象造化の功用<sup>ひと</sup>奇しく一定の規矩あることを發明するに至れり。而して、此發明に因て吾人

の学識を長し、人間の利用を弘大ならしむ其裨益亦大ならずや、蓋<sup>けだし</sup>、是表紀学結局の目的なり。

星学士天體の運歩を實驗して、遂に星體の運歩を統括する所の天律を發明するに至れるが如く、表紀学士も亦相生養する人間仲間の事実を歴験して、以て、吾人の生活と作業の上にも亦之を統管する所の自然の天律あることを覚知するに至れり。

天文学士の發明する所人間仲間に大利益を為したるが如く、表紀学士人の生活作業を統括する所の天律を檢知し人間仲間に利用厚生<sup>おこ</sup>の道を興せり。

右天律作用の経験<sup>より</sup>に因て人間各般景象の発見を前知し、予じめ、禍災の艱難<sup>かんなん</sup>を減少する方略<sup>もう</sup>を設くことを得べし。夫の暴風破船火雹等の天変も既往の事実<sup>そ</sup>に照して将来の損失を計算することを得べし是諸般保險会社の由て起る所以<sup>ゆえん</sup>なり。

又、各国の人民中に於て男女及び既婚未婚生者死者比例の数概するに一定の確律あること事実の歴験に由て知るべく貴賤の地位並に各種の産業<sup>より</sup>に因て男女の命数長短あること概知すべし。是生涯年金養老金<sup>そうふ</sup>婦婦金保命金等の金額を算定する所以なり。

又、国中に何等の悪業<sup>もつとも</sup>尤多く、又、何種ノ犯罪は男女中孰<sup>いずれ</sup>か多く又年齢に因て所犯の罪に多少異同あること是亦歴年の経験に由て其梗概<sup>より</sup>を知るべし是刑律を定め獄舎を作り警保の規則を立る為に必要なにして欠くべからざるなり。

右の目的を以て歴験して論定したる表紀を論理表紀と称す。

### 第三章 他の學術との關係

表紀は、實際の形勢を

識<sup>し</sup>るす學術にして、所謂、記述学の部内に属す。故に、記述学と關係<sup>もつとも</sup>尤多しとす。

記述学を別ちて二種とす。第一種を万有学とす。氣象地質鉱山植物動物人身学等なり。

右諸学の研窮する所、人間仲間の形状を照明するに有益なる者は、之を取りて表紀中に収む。是表紀の此諸学に干涉<sup>ゆえん</sup>する所以なり。

各国、山河の形勢、土地の性質、氣候の寒暄、時風の方向及び動植金石固有の物産<sup>しる</sup>を識<sup>し</sup>るす学問は国人各種産業の原委<sup>つまびらか</sup>を詳にし、貧富を計り、風俗を考へ、所感の病症を察し、人命の長短を知る為に必要なにして欠くべからず。

表紀の表章する所、亦以て万有学の考窮<sup>たす</sup>を資<sup>たす</sup>くるに

足れり。例えば、人身学の如し民口表に就て發明する所少からず第二種の記述学を記事学とす。史伝地理風俗誌の類なり。此諸学と表紀に關係更に親密なり故に世人表紀を此諸学と混淆し或は誤て其部内の事とすることあり。

此諸学の表紀と關係し、又、區別あることを指示すること左の如し。

史伝は、歲月の経過中に起る所の事を記し、兼て其原委終始を詳にす。表紀は、局定したる時限中の事を表章す。スローセル氏日く紀表は、休憩せる史伝史伝は前行せる表紀なりと簡にして盡せりと言うべし

地理は、国土、山、谷、原、野、河、海、湖、池の廣表(幅と長さ)境界並に其区分を誌し、表紀は人民の生計土地固有の産業交易の盛衰人口の多寡等の地形土質に關係することを指示す。地理は、人民生活する所の土地を記し、表紀は其土地上に人民の住する方法を誌す。

風俗誌は、各地人民特有の風俗性質好尚需用を記し、各地人民互に異なる所以を織別す。表紀は、各地人民特有の風俗、性質、産業、貿易等人民仲間の生活及び政體治衛に關係する所以を検知す。例えば、風俗誌は英敏豁達にして頗る風到ある仏人と高尚尊大にして実用に適する英人の形状を模記し、表紀は仏民力作の物品は觀美と風致に由て喜ぶべく英民所造の物品は実用と堅好とに因て有名なる所以を申明す。

表紀と關係猶極て親密にして表紀を以て欠くべからざる資補とする所の學問あり。政治学即是なり。政治学は經濟治国の學なり。

表紀と經濟学の關係極て親密なること論を俟たず。其關係、譬えば、被服の表裏の如く、然り經濟学の由て以て基礎を定め規則を立る所の材料は表紀に掲記する所の事實なり。而して、經濟学は表紀の表章する所に基き、其道理規律を發明す此兩學相須ちて(待つて)人間仲間の最大緊要なる學問と成る。

治国の術之を實際に施す。譬ば国の制度を立て民の權義を定め外国の交際を修め防禦の方を画し、平安を保ち、不慮を戒め、刑律を正し、救貧及び教育の事務を督し、征税を公平にし、財政を理するに當りて、表紀の記載する所を照準すること肝要なり。而して、此諸事務を理して其宜しきを得たると否らざると、又、君相の能く其心を此諸事に尽せると否らざるとを検知すべきは表紀なり。

或人曰く数字世界を統治す、余曰く数字、政治の善惡

を認記す。此二句表紀の政治に裨補あることを形容して尽せり。

## 第二編 表紀家の操作の方法

### 第一章 表紀家の操作及び其区分

表紀は、人間仲間中に発見する所の事實を知る學問なり。

故に一切表紀の根本とする所の事實なり。

諸般の事實を表章して、尤確實にして、尤緻密なるは、数字に如く者なし。蓋数字の用正に是に適當す事實を表章して精密なることを要する表紀中に専ら数字を用うるは是が為なり。

一説に数字は、唯事實を表章する為に肝要なるのみならず、数字なければ表紀作るべからずと言えり。

此説甚充當を欠く人間仲間中には数字に由て表章すべからざる所の事實あり、且、数字は概するに必らず申明を要す。而して、一種の事實を表章する所の数字に就て更に論窮して其利害得失を判定するを要す。此事亦表紀の事務内に屬す。

表紀家操作の方法左の如くなるべし。曰く、数字を以て尤精密に表章すべき所の事實を先ず網羅彙集し、次に之を其類に従て配叙分列し、後に其利害得失を判定す。

故に表紀家操作の事業を別ちて三とす。

第一 事實を網羅彙集する事

第二 羅集したる事實を類に従て配叙する事

第三 羅集配叙したる事實に就て其利害得失を判定する事

### 第二章 事實羅集の事

此事業唯事實を網羅彙集するのみにて倉卒に看過すれば甚簡單容易なるが如し。然れども其実は甚繁冗洵難にして強力耐忍智慮を要する所の事業なり。

網羅彙集するに就て殊に注意すべきことにあり。

其一 羅集する所の記述適確精密完備にして欠闕する所無き事

其二 有用無用を論ぜず羅集する所の事實過多恰も山の如く堆積して殆ど区叙分配すべからざるに至らざる事

右の兩旨趣動もすれば相矛盾す故に羅集する所過不及の失なく適宜中正を得るは大に智慮を勞し鍊磨を要するなり。

今耕作の表紀を作るに當りて各箇の田園を各別に掲記し、又、各箇の茶穀を類を別ち詳細に記載し、加之耕

作の全体収納の利得及び其平価を知る為には猶巨細の事を薈萃輯記（あつめて記すこと）せざれば其全備周密を欠く。若し夫れ毎区各別に此等の事を検知せんと欲せば和蘭の小国も猶先ず千式百表を製するを要す而して、結局全国一覽の耕作表を大成するに至る。

唯一著手の業にあらざれば必ずや千有餘の表紀を漸次に縮約して遂に一表を集成することを得べし。又、完全周密にして遺憾なき耕作表を作ることは一年二年の検査のみにては不足なり数年間年々之を検査することを要す。其故は、或は土地には年々同物を作るべからざることあり、或は年に因て豊歉異同あり、又、其産物の平価年に因て同じからざればなり。然りと雖、若し夫れ年々精詳周備なる表紀を作る時は数を年出ずして表紀の記載唯積山を成し、一箇の全表を作ること甚難かるべし。故に各個特別の事物も大抵其数を限り、又、表紀を作る年々にあらざれば五年或は十年ごとに一度之を製するを以て足れりとせざるを得ず。

人口表も同日の談にして五年或は十年に一度之を製するを以て足れりとす。

事実を羅集することは大に人力を費すことなり。例えば、耕作表を作るが如し各区毎戸農夫に就て其事実を深討すべし此の如くして得たる所各箇事実の記述を取領し、且、其類に従い配叙する所の人数人乃至数十百人ありて各其事に任じ、又、集めて大成する所の人あるべし。

故に佳好なる羅集表紀を作ること独政府の能く成し得べき所にして平民の得て成すべきことにあらず。

又、官吏にあらざれば知ることを得べからざることあり。例えば、貿易通船の事実の如し。出入港税を管する所の官吏にあらざれば其表紀を作ること能わず。

又、表紀を作るに必要な記述を各人民より徴求するの権官吏にあらざればあることなし。乃ち完全詳備なる人口表を平民の作る能わざる所以他にあらざり、各人民より精密なる記述を徴求する権なければなり。

又、人民をして羅集表紀を信用せしむる為にも亦官府に於て之を作るを要す。蓋之を其事実と比較して其誤謬を訂正することは平民の為す能わざる所なり。故に平民は唯其中正允当なることを信ずべきのみ。

故に、事実を羅集することは専任の官吏政府の命を奉し、其監督を受けて、施行するを以て必要な通軌とし、政表寮に於て全体を統括し、府県の表紀課吏員表紀章程を遵行するを要す。而して、各区羅集の事は該員

其方法を借授し、区吏或は本区巡査に委任して可なり而して、区吏巡査羅集する所の事実を該員検査校訂し、各箇の表紀を作り、副按を附して政表寮に上達し、本寮に於て集めて大成す。

大成したる表紀は速に鏤刻（推戴すること）公布すべし。是ただ管に人民の智識を弘むる一具に供するのみならず人民をして因て以て利益を得せしむる為なり。

### 第三章 類従配叙の事

既に羅集したる所の事實は、之を其類に従い配置叙列して事理一目瞭然なるを要す猶家を造るが如し。先ず各種の材料を集むべし。材料既に集まりたる時は、之を各其所に安配して始て家を成す。又、文を作るが如し既に羅集して辞書中に在る所の辞を配置叙列して始て文を成す。

配置叙列の事は、羅集の時半既に之を為す。然れども、何等の事理を明かにする所以なりや其目的未だ定まらざるなり。蓋、配置叙列は羅集したる各種の材料を沙汰簸颺（選別してゴミを取り除くこと）して順序を立てることにて学問上の事に属す。故に、各種の事実を配置叙列したる表紀を見て甲邦の開化は数年間に前進し乙国の富は減却したることを知るべし。

配置叙列するに就て左の規則を注意すること緊要なり。

第一則 公平中立にして絶て偏倚する所なく唯實在の事理を明亮にするを以て目的とすべし。但、己が考案を助くるに足る事実のみを表章して其考案の誤謬を徴証する事実を隠蔽すること間是あり其害鮮少ならず之を名けて数字を配置する幻術と言う謹で之を避くべし。

第二則 其勞を厭い速成を欲すれが為に欠闕不滿の材料を以て足しりとすること。譬ば、一箇の事理を明亮にせんと欲し未だ其目的を達するに至らず明闇の間に止ることあり。甚、悪弊なり事実曖昧なる表紀あらんよりは寧ろ表紀なきに如ず。其故は、表章する所の事実数目に就て誤謬あるは即人をして其論理を誤ゆえんまらしむる所以なればなり。

第三則 臆度を為すこと勿れ。表章する所の事実数目は明亮にして疑うべからざる者なるべし。若し夫れ、未だ疑を免れざる時は、其力の足らざるを知りて止むしかに如ず杜撰なる表紀を作り人を欺くこと勿れ。往時の表紀は杜撰なる者多し。第十七世期に於て仏国の総民口を記して、或は四千八百万とし或は五百万

とせし類なり、

第四則 既明の事を以て未明の事を推定する事あり。

用物税の金額を以て該物費用の総額を算知するの類なり。用意尤周密なるべし。若し夫れ、其方法謬まる所あれば事実上に大誤を生ず第十八世期に在りて仏国の一學士国中所在の鉏数を以て年々所産の穀数を知るべしと思えりしが後精密なる検査に因て忽ち其誤謬明白なるに至れり。第二則に曖昧なる表紀あらんよりは無きに如ずと言える如く、明確ならざる表紀を公布せんよりは、寧ろ貼止するを可とす。

#### 第四章 利害得失を判定する事

一切表紀の目的羅集叙列したる事実の利害得失を判定するに止まる。即人の為め世の為めの利害の明白なる者は、之を長大にし害悪の発露せる者は、之を除去し、之を改革するに在り。

是に於て、本来所謂表紀の事其局を結び經濟政治の事務更始す。第一編第二章の末節参照すべし

事実の利害得失を判定するに就ても、亦公平中正信実なるを以て必要とす。耳目を聞きて事実を視聽し、故さらに自欺くこと勿れ。

聡明にして是非を審断すること亦肝要なり。虚象と実績を分別し、事物至当の位価を認記すべし。若し夫れ此眼識を具せざれば誤解謬断を免れざるなり。

人民の力作保護の制度に因て前進せることを表紀に抛て証明し、謬て保護政を以て良法と制定する者或は之あり。然れども、卓識具眼の政治家は広く之を他諸国の事実参照して、若し夫れ保護の制なく貿易自由なる時は人民の力作前進すること更に速且大なることを思慮すべきのみ。

#### 第五章 事実表章の方法各種ある事

数字を表章して一目瞭然ならしむる方法の尤善なるは、縦横界線内に掲記する表体是なり。

表体なれば、同事物に関係したる記述の許多浩瀚なるも、僅に之を半紙乃至数紙の約記し、覽者をして、事物の終始本末体用を一目に通観せしむることを得べし。

取捨当を得区分宜しきに適する襟に殊更に注意すべし。一は以て事実完備して闕漏(欠漏)なき様に注意し、一は以て表紀の所載過多ならず覽者をして誤惑せしめざる様に注意することを要す。

本旨とする所の事物多種あれば、之を其類に従い別表となし其趣旨の異なる者を一表に合記し、混乱を生

ぜしむること勿れ。

検査明確なる数字と臆度或は推算したる数字を混合せざる様に注意すべし。推算に精粗ありと雖到底明確ならざるなり。譬ば、全国人口の総額を知らしむる為に甲の精密に検査したる数字と乙の臆度を以て定めたる数字を併記すること勿れ。

人間仲間の形状を通観し種類相同じき事物の比較を一目瞭然ならしむる為に左の二類を用いて表の闕遺を補う。

甲 測量家所用の画線

乙 表紀図

周歲穀価の昂低又は鬼録に入る人の多寡月に因て異同あり。此類の変易を一目瞭然ならしむる為に用いて測量家所用の画線尤便利なり。即、線の昂低数目の多寡を指示す且之に尺度の比例図を附記して差異を明亮にす。

表紀図は一箇の時限内顯る所の一種の形勢を明示し且国内各部或は他の各国に於て其形勢互に異同あることを視るに尤便なりとす方法各種あり、左の如し。

甲 地図上に各種の形象を画き各箇の義を附す。

乙 地図上に着色を施し濃淡を別ち尤淡なるを最良の形勢とし尤濃なるを最不良の形勢とす。

丙 各種の着色を施し各色各義を附す。

各種の形勢を明亮ならしむる為に右の三方を合用することあり更に便利なりとす。

### 第三編 政表の製作

#### 第一章 政表の綱領

政表を作るに綱領とする所の者四あり、曰く土地曰く国政曰く人民曰く民力及び其力源。

本国の経緯度、廣袤、里方、天然の境界、地形、山谷、原、野、河、渠、湖、海、湾、濱、氣候の寒暄、大氣の燥濕一定の風、例えば、貿易風の類天然の鉱物植物動物地味の厚薄種芸適否等。

右の諸件は、土地に属する者なり。

- ・国界内国府県区邑等の区分国外所領藩屬地
- ・外国の關係、例えば約書公使領事及び他の理事官
- ・国制例えば国權、政体、立法、政令、府県の布令司法裁判の事
- ・人民政權の區別、例えば種族品位貴族平民貧富及び其双方の關係
- ・財政、例えば本国一歲出入の金額、國債及び公有地

- ・政府の特権例えば、造幣、関税、郵便、専商
- ・税法、例えば国税府県税区税各種人民納税の区別
- ・外国防禦海陸軍備
- ・内国保安、例えば警保の制罪犯の追捕監獄懲治場教育場等

右の諸件は、国政に属する者なり。

- ・人口は、一時に検査して之を定め男女、長幼、婚否、戸数、眷属、産業、府県区邑、都鄙等を以て之を別つべし。
- ・人口の変更は、婚内婚外の誕生、死去、結婚、離婚、内外転住等に因て生ず健康の状は人寿の平均、至高の寿老、風土、習俗、産業に因て健康に利害あること及び医術の裨補等なり。
- ・道義智識の開達は、国民の風向、徳義、教育、学校、学術、罪惡及び其種類並に多寡等なり。

右の諸件は人民の属する者なり。

- ・闔国の民力全国人民歳入の算計並に種族品位に従て之を別ちたる算計動産不動産資本の估価、利息の位価、貧窮及び救貧の方法
- ・需要品の算計必要なる食料の歳産総額及び其外国より輸入の歳計
- ・衣食住の用に供する品物の平価及び此平価と雇銭の比較
- ・民業、民業の通覧、全国或は府県区邑特有の産業、鉦、塩、猟、漁、伐、等収集の業
- ・農業、耕作、牧畜、種樹、開墾、植物の歳産耕種の方法大小田畝地主佃戸の關係
- ・工業、大工場及び其種類、員数、汽風、水等天力の使用、役夫の数、制産の歳計、手技、各種の工人及び其員数
- ・貿易通船、外国貿易の総記、輸出、輸入、内国交易、大行舗、外国通船、本国船、外国船、各港出入の船隻、内国通船大小舟舶の種類、船客、舟人、海荒、難破船等
- ・民業を進むる設、銀行、証券、大商社、轍路及び他の道路郵便電信等通交の具及び之を用うる所の総額

右の諸件は、民力力源に属する者なり。

右四大綱領中諸條に掲載したる諸物の事実を知るに難易あり精密に知るべき者と知るべからざる者あり。手技の類は其概略を知るに過ず、民富又内国交易の類は許多の歳月を経歴して検探怠らずして始めて稍確實な

るべし。而して、人間に至大重要な物件は検査の方法宜しきに適すれば頗る精密に確知すべし。即。国土の廣袤、里方、形状、区分、戸口の数、外国の交易及び通船政府の財政、歳入、歳出、国債又政府所有物の表記等皆是なり。

## 第二章 国土表

国土の表面を画く所の国及び其記註を総称して地図と云う

良地図を製せんと欲せば先ず土地を測量することより始めべし。測量の法先ず國中尤著明なる山嶺或は塔尖等の経緯度を日星測量或は三角測量法に由て測定して國中に一大三角形を得べし。此大三角を漸次に分け測量して数多の三角形を得べし。此の如くして最後に得る所の最小三角形地面の廣袤を竿尺を以て量定すべし。

右の如く測量して定めたる経緯度、里、町、間、細に地図上に記載し更に各箇田園邸宅等の詳細図を製し、其廣袤真形を写し、各地の番号を附記す。之を各区細見地図と名く。

此細見地図を製すると同時に地理簿を製し、各地を番号順に記載し、兼て其面積、形状（例えば水田、白田、森林、池沼の類）及び建家の有無地主佃戸並に之を抵当質として金を貸したる人の姓名又其地価を記すべし。

右細見地図及び地理簿は、地理課吏員の掌る所なり。

若し夫れ地主変換する等の事ある時は、該員其由を精密に地理簿に記録し、或は地図上に加記す。

細見地図及び地理簿は治具の尤緊要なる者にして、以て、国内各地の面積廣袤形状性質を知るべし。以て所有及び他の権利を保証し且増税を収入する標準とすべし。

然れども、細見地図地理簿を製することは、大に人力を勞し、且許多の歳月費用を要す。加之所掌の官吏変革を記録すること尤精密なるを要す然るに時としては官吏比変革を知らざることあり。故に三十年乃至五十年に一度細見地図及び地理簿の総改正を為すこと必要なり。

## 第三章 人口表

人口表を別ちて二類とす。

第一類 一時の口数

第二類 歳月経過の間口数の変更

一時の口数は國中一般の人口を一時に検査して、之

を知るなり就て左の規則を注意すべし。

人口の大検査は、政府特に命令を全国中に降し、当該吏員命を奉し、之を施行すべし。国内一切の住民該員要求する所の事件を申述するを以て、其義務とす。

大検査は、唯一日に於て全国一般に之を施行すべし。若し夫れ然らざれば、当時居を移す所の人ある時或は前後両地に於て之を数え或は両地共に検査に漏るるの憂あればなり。

大検査の時は、本国の風俗に於て人民大概家居する時なるべし。

各戸各表を作るべし当該吏員界格紙を附し家長をして要求する所の事を填記せしむ若し家人字を書すること能わざる時は該員其口述を聞いて代書すべし。

記録を要する所の事左の如し。

- ・家長<sup>けん</sup>眷家属一切の姓名官爵種族男女年齢
- ・家長と眷属<sup>けん</sup>の関係、例えば妻、子、女、僕、婢の類
- ・各人在世の形状、例えば未婚、既婚、[配偶者を失った人]<sup>5</sup>各人の生地
- ・本住寄留及び不在

或は[体の不自由な人など]<sup>6</sup>を填記すべしと云えり。然れども。過て詳細なるは却て是ならず。

界格紙<sup>7</sup>を填記して表と成りたる者を各区ごとに集めて、一簿に写記し、此簿に拠りて更に各区人口表を作るべし。但、諸般の關係に従て之を別格中に填記す。例えば男女年齢産業在世の形状本住寄留等格別格に記するなり。

右の如くして製したる各区人口表を管轄の府県に集めて府県人口表を作るべし。

府県人口表を大政府の政表寮に集め、全国人口表を製、該寮に於て出板し、之を全国人民に公布すべし。

歳月経過の間人口の変更とは、死生移住等<sup>より</sup>に因て口数の増減することにて之を知る法戸口簿と民生証書に因るのみ。

人口大検査の後各区に於て戸口簿を備え毎戸各葉に別ち家長眷属<sup>けん</sup>各上に挙げたる法の如く精密に其形状を記すべし。

変更の事あるごとに謹で之を記し、怠るべからず。死者あれば其日時姓名を記し、生者あれば其日時姓名を記し、家を移し家を出る者あれば其行く所の地を記し、婿入り婦来兼て其原住を記すべし。

戸口簿を精密にする為に人民より詳に之を申述することを要す。故に各人家を移し居を転じ或は眷属<sup>けん</sup>変更する毎に逐一之を本区役所に申述するは各家長の義務たるべし。

フランスネーデルランドベルギー  
仏蘭西ニ達蘭比利時等の諸国に於て施行する所民生証書の設戸口の変更を知る為に尤<sup>もつとも</sup>便利なり。

民生証書の大旨は、各人の権利を保証するに在り民生の吏員あり。各人の生婚死を其簿帖に登録し、人民の望に応じて抄録を与うるを以て其義務とす。而<sup>しこう</sup>して、夫の戸口簿の欠を補う為に<sup>そ</sup>旁要用なること論なし。

年々大検査を為さずと雖戸口簿に由て一時人口の見数を知ること頗<sup>すこぶ</sup>る明確なるべし。譬<sup>たとえ</sup>ば千八百六十五年一月一日の人口大検査を為したる時は、翌千八百六十六年一月一日の人口総額を知ること容易なり。其法前年の人口総額に当一年間に出生し、或は他方より入来る所の人口を加えて、死去し或は本地を去る所の人数を減じて之を知る。

然れども、<sup>あまた</sup>許多の歳月を経歴する間には或は人民の申報法の如くならず。又は、吏員の登録錯誤ある等<sup>より</sup>に因て往々計算誤なきを保ち難しとす。

故に時々人口大検査を為すこと必要なり。然れども、此の如き大事業を年々施行するは煩しく、又其費に耐えざるべし。是故に各国十年又は五年に一度人口大検査を為すを以て通法とす。而<sup>しこう</sup>して、此五年<sup>ないし</sup>乃至十年の大検査と戸口簿の記録を加減し、以て相發明すべくして、又以て互に其欠を補うべし。

#### 第四章 外国交易及び通船表

内国交易通船の実状を知ること本国民の為<sup>もつとも</sup>に尤<sup>もつとも</sup>肝要なり。然れども、国家に於て之を監視するの具なし。故に外国交易通船の如く精密に検知すべからず。

外国交易及び通船は税官及び領事の監督する所なり。乃<sup>すなわ</sup>ち税官は国境及び国内諸港に在りて貨物輸出入

<sup>5</sup> 筆者が現代文に書き下ろし

<sup>6</sup> 筆者が現代文に書き下ろし

<sup>7</sup> 「界格紙」について

本文（第3章「人口表」）をみると「各戸各表を作るべし当該吏員界格紙を附し家長をして要求する所の事を填記せしむ」とあり、調査票に記入するに際し、各戸ごとに家長からみた家長との続柄、配偶関係と子等の関係が分かるような家系図的なものを調査票に付す補足資料を求めているのではないかと想像（続柄というものは誰を起点にしてみるかが統計的（統一性）に重要だということだと考えられるためです。）していますが、真相は不明です。

【参考】「界格紙」：界紙（罫を引いた紙）と方格紙（方眼紙）の造語である可能性も考えられます。

の税金並に出入船舶の賦税を収め領事は外国港に  
駐<sup>ちゆうきつ</sup> 箭して本国の商買を保証す。

輸出入一切の商買は貸主必らず之を税官に申告し各  
般の出入りは船長必らず之を税官に報告すべし。

税官一切の報告を遺漏なく簿冊に録記す。乃ち此簿  
冊に拠りて表紀を製すべし。

表紀を別ちて二類とすべし。曰く交易表、曰く通船  
表。

交易表は出入貨物の種類、分量、債権、貨物を齎<sup>もた</sup>らし  
来り及び輸送する所の内外地名又海運陸運等運送の方  
を記すべし。

通船表は船舶の種類、大小、旗章、舟人、船客の数内  
外来往の地並に行李の有無を記すべし。

国民の所有にして国旗を建るを得る所の商船は、官  
許を得るを要す官之が為に一簿冊を具し、新に之を造  
り之を買う者は、之を登録し其覆没し、或は之を売り之  
を破解する者は、之を抹除<sup>すなわ</sup>す乃ち此簿冊に拠りて以て  
商船表を作るべし。

交易通船表は、毎年之を作るを以て通例とす。然れど  
も、尤<sup>もつとも</sup> 重要なる商貸出入表は毎月之を作り公布する  
を可とす。蓋衣食住必要なる貨物の現額を知るは商估<sup>しょうこ</sup>  
の尤<sup>もつとも</sup> 要する所なればなり。

## 第五章 財政表

財政表は、国家の歳入歳出所有及び負債の表紀にし  
て、国庫の会計に拠り<sup>きわめ</sup> 極て精密に之を作ることを得べ  
し。

法制整備なる各国に於て国庫出納の事悉皆精密に之  
を簿記す。若し夫れ出納の事精密に簿記せざる時は、啻<sup>ただ</sup>  
に出納の事紛乱するのみならず、又官吏瀆<sup>とくしよく</sup> 職の罪を免  
れざるべし。

国庫の簿記に由て左の諸件明亮なるべし。

- ・ 国家一歳収入の総額、収入の種類、各種の税額、公有  
の地所物件並に衆益の為に設けたる諸般施設の収額  
各府県収入する所国税の分類 国家一歳所出の総額  
所出の種類 通国政令の総費 断獄<sup>だんごく</sup> 聴<sup>ちゆう</sup> 訟<sup>しよう</sup> の総費  
防禦の総費 学校病院等公有建築の総費 国債の年  
利及び国債消却の金額 国債の総額及び増減 国債  
利金の定位

又、国家の財政に関係したる諸事例えば金銀銅貨及  
び紙幣の現額、穀倉、船<sup>せんしやう</sup> 廠、武庫内儲蓄の現額並に公  
有地の形状等悉皆国庫の簿記に拠りて明白に之を知る  
べし。

又、各種官吏の員数、海陸軍人の現数獄囚の見数裁判  
警保の形状及び大小学校の状況其他国家の出入に關す  
る所一切の事件を知るべし。

此の原本は今を距ること十年前余和蘭<sup>オランダ</sup>留学の日西周  
君と共に靈田<sup>ライデン</sup>の大学博士ヒッセリング先生に受る所に  
係り帰朝の後、之を訳せんと欲し、塵事粉繁にして果  
さず、昨夏、偶<sup>たまたま</sup> 暇余を得て、日光山に遊び、湯本温  
泉に浴し、大半卒業し、今夏更に訂正すと云う。明治  
七年七月二十六日津田真道記す。